

無料職業紹介に係る「工程表」の記述、 厚生労働省の検討結果（回答）、地方の意見のポイント

①「出先機関改革に係る工程表」（平成 21 年 3 月 24 日地方分権改革推進本部決定）

「地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。

また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。」

②厚労省から提出された回答（平成 25 年 5 月）

区分：B（移譲以外の見直しを行うもの）

区分の理由等（要約）：

次の取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

- ① 国の無料職業紹介業務と地方の福祉業務等の一体的実施の拡充、ハローワーク特区を実施。
- ② 生活困窮者自立支援法案で、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対するオンライン提供の義務付けを規定している。
- ③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、多様なサービスの提供を可能とする。

なお、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切。

③地方の意見（第 1 回有識者会議（平成 25 年 4 月 12 日）古川議員提出資料）

「目標：早急に地方分権改革推進委員会勧告に沿って、自治体が行う無料職業紹介事業で国のシステム・端末を利用可能に。地方移管に向けた取り組みを前進。」

地方公共団体の行う無料職業紹介事業

地方公共団体は厚生労働大臣への届出のみで無料職業紹介事業を行うことができる。

(参考：民間の職業紹介事業は許可制。有効期間は3年又は5年。)

●職業安定法

(無料職業紹介事業)

第33条第1項 無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条から第三十三条の四までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第33条の4第1項 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

【参考】「附帯する業務」の判断（業務運営要領、厚生労働省職業安定局）

「地方公共団体において、当該行政施策を効果的に実施する等の観点から無料職業紹介事業の実施が必要であると判断するものであればそれで足りる。」（※実務上も地方公共団体の独自性、自主性を重んじる扱いとなっている。）

1. 届出制となった経緯

平成16年3月1日施行の改正職業安定法により、それまで民間と同様に許可制とされていた地方公共団体の行う無料職業紹介事業を届出制に緩和。厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等に対応するため、労働力需給の円滑化等を期して無料職業紹介事業等に係る規制の見直しを行ったもの。

2. 現状（平成23年度）

事業所数等いずれも増加傾向にある。

- 自治体数 164自治体 事業所数 384所
(主な内容：定住促進、企業誘致、障害者等の就職困難者支援など)
- 新規求職申込件数 33,283件
- 常用求人数 134,080人
- 常用就職件数 6,445件

出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）別紙（抜粋）

厚生労働省 都道府県労働局			
本局等の 内部組織	関係する下部組織	事務・権限	見直しの内容
職業安定部 等	公共職業安定所 出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業 紹介事業	地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明 確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして 法律上位づけられる。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方 の職員が利用できるようにする。

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：都道府県労働局	No. 3
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	
事務・権限の概要	<p><根拠法令> 厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等</p> <p><目的> 各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること</p> <p><業務内容> 公共職業安定所（ハローワーク）において、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとして、全国ネットワークによる求職者・求人者に対する無料職業紹介事業を雇用保険、雇用対策と一体的に実施。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	132,640 百万円	
関係職員数	5,678 人（平成25年度末定員）	
事務量（アウト プット）	利用実績（23年度・常用） 新規求職者数：721万2千人 就職件数：195万3千件 就職率：27.1% （ハローワーク箇所数：545箇所）	
地方側の意見	<p><全国知事会「当面の地域主権改革の方向性に関する提言（24.5.7）」> 4. 国の出先機関原則廃止 ハローワークについては、ハローワーク特区（仮称）及び一体的取組を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、移管を実現すること。</p>	
その他各方面の 意見	<p><労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」（21.2.5）> 1 ハローワークの縮小について ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県域を越えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。 ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。 ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。 ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。 したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきで 	

なく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)>

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)>

このため、地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要である。また、職業紹介事業を行う地方自治体が希望する場合には、ハローワークの求人情報をオンライン提供することについても検討する必要がある。

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</p> <p>また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方自治体がそれぞれの役割を確実に果たし、一緒になって雇用対策を行うことが地域住民に対するサービス強化につながることから、ハローワークと地方自治体による一体的実施（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）を推進中である（平成 25 年 4 月 1 日現在、88 自治体で実施中）。特に、福祉事務所等に生活困窮者等の就職支援窓口を設置する取組は、平成 25 年度にさらに拡充することとしている。さらに、埼玉県及び佐賀県において、ハローワーク特区を実施中である。 ・社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（25. 1. 25）を踏まえ、生活困窮者自立支援法案に、生活困窮者の雇用の機会の確保のため無料職業紹介事業を行う地方自治体（福祉事務所を設置する地方自治体）が希望する場合はハローワークの求人情報をオンライン提供する義務規定を設けており、地方自治体が自ら職業紹介等の就労支援を一貫して実施することを可能にする。 ・産業競争力会議（第 4 回：25. 3. 15、第 7 回：25. 4. 23）において、ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供することを、厚生労働大臣より提案したところであり、その具体化について検討することとしている。
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p><「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（22. 12. 28 閣議決定）></p> <p>（3）公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p><第 15 回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」></p>

	<p>(H23. 12. 26) > (ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 539 363 674" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">B</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c、 一部A-b</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、</p> <p>① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。</p> <p>ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。</p> <p>② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。</p> <p>③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）</p> <p>これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>なお、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>地方移管が不適切な理由は以下のとおり。</p> <p>① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致</p> <p>雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。</p>

	<p>② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる</p> <p>求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。</p> <p>(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成23年度実績)</p> <p>③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる</p> <p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例) リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している(前述の労働政策審議会意見書(21.2.5、22.4.1)を参照)。</p>
備考	

4 自治体の職業紹介権限強化、現状の弊害を除去。人材確保で成長を後押し。

現状と課題

- (1) ハローワークの地方移管を検証するため、「特区」(佐賀、埼玉)と「一体的取組」による国と地方の連携が実施中。
- (2) 都道府県も無料職業紹介(UJターン、企業誘致向け等)を実施しているが、国のシステム・端末を利用できないため、紹介できる企業情報等に限界。
- (3) 産業構造の変化に合わせた就労支援に向けて、地方自治体の職業紹介権限を強化する必要がある。

目標

早急に地方分権改革推進委員会勧告に沿って、自治体が行う無料職業紹介事業で国のシステム・端末を利用可能に。地方移管に向けた取り組みを前進。中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。

効果

- (1) 成長産業への労働力移動に、地方自治体の力を最大限活用
- (2) 地方自治体の職業紹介権限を強化することで、住民サービスが向上
- (3) ハローワークと自治体、また自治体相互が同じ情報を持ったうえで、職業相談、職業紹介の対人サービスを提供することで、切磋琢磨、行政効率化に寄与